

なは市民活動支援センター

貸ロッカー利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、なは市民活動支援センター（以下「センター」という。）は、那覇市において社会貢献活動に関わる民間非営利の市民活動団体及び個人へ、市民活動の継続、発展、自立への支援を目的に、当センター設置の貸ロッカーを提供する。

(利用対象者)

第2条 貸ロッカーを利用することができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 那覇市に寄与する民間非営利活動に取り組む市民活動団体及び個人
- (2) なは市民活動支援センター利用承認を受けた団体及び個人
- (3) 書類等の所有物を保管できる占有の事務所を有しないもの

(利用承認期間)

第3条 貸ロッカーの利用を承認する期間は、原則として、利用承認日からその翌年の3月31日までとする。ただし、当センター長が特別な理由があると認めた場合は、この限りではない

(利用時間)

第4条 貸ロッカーの利用時間は、9:00～21:30（月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日）、9:00～16:30（水曜日、日曜日）とする。その他、センターの閉館日は利用できない。ただし、当センター長が特別な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(利用料)

第5条 貸ロッカーの利用料は、なは市民活動支援センター利用料金表に基づき、算定するものとする。

- 2 貸ロッカー利用承認を受けたもの（以下「利用者」という。）は、前項の規程に係る利用料について、定められた期日までに納付しなければならない。
- 3 当センター長は、物価の変動・利用料の均衡上に伴い、利用料を変更する必要があると認めたとき、利用料を変更することができる。

(利用料の不還付)

第6条 既に支払われた利用料は返納しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返納することができる。

- (1) 当センターの責めに帰する理由により私書箱の利用ができなくなったとき。
- (2) 当センター長がその特別の理由があると認めたとき。

(利用の申請)

第7条 利用の承認を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、利用承認申請書を当センター長に提出しなければならない。

（利用の承認）

第8条 当センター長は、なは市民協働プラザ条例及び、なは市民活動支援センター規則、なは市民活動支援センター利用登録に関する規程に基づき、申請書類の内容を審査し、利用に係る承認の可否を決定し、通知するものとする。

2 利用の承認をうけたものは、速やかに別に定める誓約書等の手続きを行わなければならない。

（利用の承認の取り消し等）

第9条 当センター長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときには、その承認を取り消し、又は利用を制限することができる。

- （1）虚偽、その他不正の手段により承認を受けたとき。
- （2）私書箱の利用承認に付された条件に違反したとき。
- （3）施設の管理及び運営上支障があると認めたとき
- （4）その他その利用を不相当と認めたとき。

（利用者の義務）

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨をセンター長に届け出なければならない。

- （1）住所、氏名、メールアドレス等に変更があったとき。
- （2）利用承認期間の途中において、貸ロッカーの利用を終了しようとするとき。
- （4）当センターの施設を損傷し、又は滅失したとき。

2 利用者は、当センター内で知り得た個人・団体等の機密情報を他にもらしてはならない。

（損害賠償）

第11条 利用者は、貸ロッカーの利用に関して当センターの施設を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合又は当センター長がやむを得ないものと認めた場合は、この限りでない。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年度の利用承認期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。